

事務連絡  
2020年7月31日

被保険者様

パナソニック健康保険組合  
保険業務部

## 2020年度「扶養状況調査(検認)」の実施について

平素は、健保事業運営にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件、本年は新型コロナウイルスの感染拡大を受け、例年とは異なる状況下ではございますが、行政からの指導ならびに健康保険法施行規則第50条に則り、扶養状況調査(検認)を実施いたします。

調査概要について、下記のとおり記載しておりますので、内容をご確認いただき、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### I. 調査概要について

##### 1. 調査の趣旨

健康保険料の公正な運用を目的として、被扶養者の認定条件・状況を再確認することで、保険給付や高齢者納付金等の適正化を図る。

##### 2. 調査対象者

- 2020年4月1日現在、18歳以上70歳以下の被扶養者

##### 3. 調査への回答方法

- 現役従業員の方につきましては、事業主経由で調査票を送付しておりますので、必ず調査票一式をご確認いただいた後、必要事項を記入し、提出書類を添付のうえ、返信用封筒にて(株)オックスへ郵送してください。

※書類不備・未提出者に対しては督促を実施しますが、督促期限までに必要書類の提出が無い場合は、施行規則第50条7項に従い、被扶養者資格の取消しを行います。

##### 4. スケジュール

- 事業所への調査票発送日:2020年8月20日(木)
- 本調査への回答期限:2020年10月16日(金)

##### 5. お問い合わせ先(業務委託先)

株式会社オックス TEL:0120-390-224

※回答結果についての内容照会等は、(株)オックスより被保険者に直接実施する場合があります。

## II. 被扶養者の取消し手続きについて

本調査により、収入基準を超えている等、扶養認定基準を満たしていない方がおられる場合は、下記の要領でご対応ください。健保への到着が遅れた場合、書類未提出者として督促や強制削除対象者となってしまいますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

### 《EPOCHシステム(人事手続きメニュー)利用の方》

- 人事手続→配偶者／親族の変更・削除、扶養申請・取消の画面より登録  
『健康保険被扶養者異動届』を印刷し、健康保険証を添付のうえ送付してください。
- 送付先: ヒューマン・リソース・パートナーズ 健康保険グループ  
〒540-6319 大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号 松下IMPビル19階

### 《EPOCHシステム(人事手続きメニュー)を利用していない方》

- パナソニック健保ホームページより『GT-1 健康保険被扶養者異動届(減らすとき)』を印刷し、健康保険証を添付のうえ送付してください。  
[https://phio.panasonic.co.jp/hoken/shikumi/kazoku\\_kanyuu/jyogai.htm](https://phio.panasonic.co.jp/hoken/shikumi/kazoku_kanyuu/jyogai.htm)
- 送付先: 各事業所の人事手続窓口

## III. 《参考》健康保険法施行規則(一部抜粋)

### 【第38条(被扶養者の届出)】

被保険者は、被扶養者を有するとき、又は被扶養者を有するに至ったときは、五日以内に、次に掲げる事項を記載した被扶養者届を事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。

- 2 前項に掲げる事項に変更があったときは、その都度、事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に届け出なければならない。(以下:略)

### 【第50条(被保険者証の検認又は更新等)】

保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。

- 2 **事業主は、前項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、被保険者にその提出を求め、遅滞なく、これを保険者に提出しなければならない。**
- 3 **被保険者は、前項の規定により被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを事業主に提出しなければならない。(中略)**
- 7 第一項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする。

### 【第51条(被保険者証の返納)】

事業主は、被保険者が資格を喪失したとき、その保険者に変更があったとき、又はその被扶養者が異動したときは、遅滞なく、被保険者証を回収して、これを保険者に返納しなければならない。(中略)

- 4 被保険者は、その資格を喪失したとき、その保険者に変更があったとき、又はその被扶養者が異動したときは、五日以内に、被保険者証を事業主に提出しなければならない。(以下:略)

以上